

京都市告示第113号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成24年6月18日

京都市長 門川 大作

1 土地の所在地

京都市中京区油小路通夷川下る薬屋町587番、589番、591番、592番の一部、592番5、592番11、592番12、592番13、592番14、592番19及び592番20並びに同区夷川通堀川東入西夷川町566番2

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

3 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第5の2の項の中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

(環境政策局環境企画部環境指導課)